

川崎市教育委員会学校事業場衛生推進担当者の設置に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市教育委員会安全衛生管理規則第41条の規定に基づき、学校事業場における衛生推進担当者の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(衛生推進担当者の設置)

第2条 教育委員会は、必要と認めるときは、学校事業場に衛生推進担当者を置くことができる。

(衛生推進担当者)

第3条 衛生推進担当者は、衛生の実務に従事する職員のうちから教育長が任命する。

(職務)

第4条 衛生推進担当者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 学校事業場の衛生状態等の点検を行うこと。
- (2) 衛生及び健康の保持増進のための教育の実施に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、職場の衛生推進のため必要と認めること。

(任期)

第5条 衛生推進担当者の任期は、1年とする。ただし、衛生推進担当者が欠けた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 衛生推進担当者は、再任することができる。

(秘密の保持)

第6条 衛生推進担当者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。